

米軍人・軍属等による事件・事故の根絶及び再発防止
のための抜本的な対策を求める意見書

去る4月13日、北谷町において在沖海兵隊所属の米海軍兵が日本人女性を殺害し、自殺したと見られる事件が発生した。2016年に起きた米軍属による女性殺人事件に続いて繰り返された凶悪事件は、県民に大きな不安と衝撃を与えた。

事件は、深夜外出・基地外飲酒を制限する公務時間外行動規則（リバティ制度）を緩和した後に発生したものであり、また、ことし1月に米海軍兵に対し、被害女性への接触禁止令が出ていたにもかかわらず、外出許可を与えた米軍の対応は監督責任が問われるものである。

さらに、その後も米兵による飲酒絡みの交通事故等が立て続けに起こっている状況にある。米軍の監督責任が行き届かない以上、これらは、国土面積のわずか0.6%の本県に約70.3%の在日米軍専用施設が押しつけられている故に起因する事件・事故だと言わざるを得ない。

本市議会は、これまで米軍人・軍属等による事件・事故が発生するたびに綱紀粛正、再発防止及び関係者への人権教育等を徹底するよう米軍等に強く申し入れてきたところであるが、またしてもこのような事件が発生したことは、米軍における軍人・軍属等に対する人権教育等の実効性に疑問を抱かざるを得ない。

よって、本市議会は、市民・県民の人権・生命・財産を守る立場から、遺族の思いに配慮しつつ、全ての米軍人・軍属などによる事件・事故に対し厳重に抗議し、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 遺族の求めに応じ完全な補償を行うこと。
- 2 日米両政府は、米軍人・軍属等による事件・事故の根絶及び再発防止のための抜本的な対策を講ずること。
- 3 日米地位協定の抜本的見直しを行うとともに、米軍基地の大幅な整理・縮小を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年（2019年）7月1日

那 覇 市 議 会

あて先 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官（沖縄基地負担軽減担当）、
沖縄及び北方対策担当大臣